令和８年度

集　団　指　導　資　料

～指定（介護予防）居宅療養管理指導事業所～

福岡県保健医療介護部介護保険課
北九州市保健福祉局地域共生社会推進部介護保険課
福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課
久留米市健康福祉部介護保険課

令和８年度　集団指導資料

指定（介護予防）居宅療養管理指導事業所

（目次）

１　指定（介護予防）居宅療養管理指導事業所

１　指定（介護予防）居宅療養管理指導事業に関する事項＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿Ｐ１

２　（介護予防）居宅療養管理指導費＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿Ｐ１９
【イ　医師が行う場合】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿Ｐ２０
【ロ　歯科医師が行う場合】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿Ｐ２１
【ハ　薬剤師が行う場合】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿Ｐ２７
【二　管理栄養士が行う場合】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿Ｐ３４
【ホ　歯科衛生士等が行う場合】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿Ｐ４３
【共通事項】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿Ｐ４７

３　居宅療養管理指導Ｑ＆Ａ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿Ｐ４９

４　「特別地域」加算及び「中山間地域等」加算について＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿Ｐ５５

５　医療保険と介護保険の給付調整について＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿Ｐ５６

６　不適正事例＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿Ｐ８５

７　居宅療養管理指導に関する注意点＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿Ｐ８６

８　令和８年度診療報酬改定による「協力医療機関連携加算に係る要件変更」及び「やむを得ない事情における人員欠如に係る特例的な取扱い」について（R8.5.8　厚生労働省通知）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿Ｐ８８

1　指定（介護予防）居宅療養管理指導に関する事項

(1) 指定（介護予防）居宅療養管理指導とは

〔法第８条第６項、第８条の２第５項、介護保険法施行規則第９条、第２２条の８〕

介護保険法において「指定（介護予防）居宅療養管理指導」とは、居宅要介護者（要支援者）について、（その介護予防を目的として、）病院、診療所又は薬局（以下「病院等」という。）の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であって、厚生労働省令で定めるものをいう。

厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導

1　医師又は歯科医師により行われる指定（介護予防）居宅療養管理指導とは

居宅要介護者（要支援者）の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて実施される指定居宅介護（介護予防）支援事業者、その他の事業者に対する居宅（介護予防）サービス計画の策定等に必要な情報提供と、当該居宅要介護者（要支援者）又はその家族等に対する居宅（介護予防）サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。

2　薬剤師により行われる指定（介護予防）居宅療養管理指導とは

居宅要介護者（要支援者）の居宅において、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき策定される薬学的管理指導計画）に基づいて実施される薬学的な管理及び指導とする。

3　歯科衛生士により行われる指定（介護予防）居宅療養管理指導とは

居宅要介護者（要支援者）の居宅において、その者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示及び当該歯科医師の策定した訪問指導計画に基づいて実施される口腔内の清掃又は有床義歯の清掃に関する指導とする。

4　管理栄養士により行われる指定（介護予防）居宅療養管理指導とは

居宅要介護者（要支援者）の居宅において、その者に対して計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づいて実施される栄養指導とする。

(2) 指定居宅サービスの基準　〔介護保険法　第７３条第１項〕

事業者は、指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定居宅サービスを提供するとともに、自らその提供する指定居宅サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

(3) 基準の性格　〔平成 11 年９月 17 日老企第 25 号〕

1　基準は、指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならない。

2　事業者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービスの指定又は更新は受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合には、

① 相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、
② 相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、
③ 正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができる。
・ ③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。
・ ③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(4) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

● **各指定権者が定める人員、設備及び運営基準についての条例**（平成25年4月1日施行）
- 福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- 北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- 福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
- 久留米市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

※ 福岡市、久留米市は指定介護予防サービスについては、居宅サービスとは別に条例制定している。

● **指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準**

〔平成11年3月31日厚生省令第37号〕

第６章　居宅療養管理指導
第１節　基本方針　〔第８４条〕
第２節　人員に関する基準　〔第８５条〕
第３節　設備に関する基準　〔第８６条〕
第４節　運営に関する基準　〔第８７条〕～〔第９１条〕

● **解釈通知「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」**

〔平成11年9月17日老企第25号〕

第１節　基本方針　〔第８４条〕

指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準　〔第８５条〕

従業者の員数

（１）病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所
① 医師又は歯科医師
② 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士

その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

（2）薬局である指定居宅療養管理指導事業所　　薬剤師

第３節　設備に関する基準　〔第８６条〕

設備及び備品等

（1）指定居宅療養管理指導事業所については、

①　病院、診療所又は薬局であること。

②　指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有していること。

③　指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えていること。

（2）設備及び備品等については、当該病院又は診療所における診療用に備えつけられたものを使用することができる。

第４節　運営に関する基準　〔第８７条～第９１条〕

１　内容及び手続の説明及び同意　〔第９１条（第８条準用）〕

事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。なお、同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。

２　提供拒否の禁止　〔第９１条（第９条準用）〕

事業者は、正当な理由なく指定居宅療養管理指導の提供を拒んではならない。

提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、

①　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合

②　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅療養管理指導を提供することが困難な場合である。

３　サービス提供困難時の対応　〔第９１条（第１０条準用）〕

事業者は、居宅基準第９条の正当な理由により、自ら適切な指定居宅療養管理指導を提供することが困難であると認めた場合には、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定居宅療養管理指導事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

４　受給資格等の確認　〔第９１条（第１１条準用）〕

（1）　事業者は、被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

（2）　利用者の被保険者証に、居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し、当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、これに配慮して指定居宅療養管理指導を提供するように努めるものとする。

５　要介護認定の申請に係る援助　〔第９１条（第１２条準用）〕

（1）　事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（2）　事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等

の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

6　心身の状況等の把握　〔第９１条（第１３条準用)〕

事業者は、指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、服薬歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

7　居宅介護支援事業者等との連携　〔第９１条（第６４条準用)〕

（1）　事業者は、指定居宅療養管理指導を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（2）　事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

8　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供　〔第９１条（第１６条準用)〕

事業者は、居宅サービス計画（施行規則第 64 条第１号ハ及びニに規定する計画を含む。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定居宅療養管理指導を提供しなければならない。

「施行規則第 64 条第１号ハ及びニに規定する計画」とは

(ハ) 小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所が作成した居宅サービス計画

(ニ) 当該居宅要介護被保険者が自分で作成し、あらかじめ市町村に届け出ている居宅サービス計画

9　身分を証する書類の携行　〔第９１条（第１８条準用)〕

事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。この証書等には、事業所の名称、従業者の氏名を記載するものとし、従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。

１０　サービスの提供の記録　〔第９１条（第１９条準用)〕

（1）　事業者は、指定居宅療養管理指導を提供した際には、当該指定居宅療養管理指導の提供日、内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない。

（2）　提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記載するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法（利用者の用意する手帳等に記載するなど）により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、居宅基準第 90 条の２第２項の規定に基づき、完結の日から各条例で定める期間（５年間又は２年間）保存しなければならない。

１１　利用料等の受領　〔第８７条〕

（1）　事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の１割又は２割又は３割（法第 50 条若し

くは第 60 条又は第 69 条第３項の規定の適用により保険給付の率が９割又は８割又は７割でない場合については、それに応じた割合）の支払いを受けなければならない。

（２）　法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費基準額と、健康保険法第 63 条第１項又は高齢者の医療の確保に関する法律第 64 条第１項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額の間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

（３）　（１）、（２）の利用料のほかに、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費（通常の事業の実施地域内の交通費を含む。）の額の支払いを利用者から受ける事ができる。保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けることは認めない。

（４）　前項の交通費の支払いを受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

１２　保険給付の請求のための証明書の交付　〔第９１条（第２１条準用）〕

事業者は、法定代理受領サービスでない利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定居宅療養管理指導の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

１３　指定居宅療養管理指導の基本取扱方針　〔第８８条〕

（１）　指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行わなければならない。

（２）　事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

１４　指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針　〔第８９条〕

（１）　指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針については、居宅基準第８９条の定めるところによるほか、次の点に留意する。第 89 条の医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

①　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行う。

②　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行う。

③　②に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。

④　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

⑤　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

⑥　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった

場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

⑦　⑥に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

⑧　⑦の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

⑨　それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録する。

（2）　薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

①　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画)に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

②　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

③　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

④　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

⑤　常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

⑥　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

⑦　前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

⑧　前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない

⑨　それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

（3）　歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

①　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

②　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

③　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

④　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

⑤　常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

⑥　それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

身体的拘束を行う場合の留意事項（※本文資料１４(１)⑤、(２)④、(３)④ 補足）

緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。なお、居宅基準第 90 条の 2 第 2 項の規定に基づき、当該記録は、2 年間保存しなければならない。

１５　利用者に関する市町村への通知　〔第９１条（第２６条準用)〕

（１）　事業者は、指定居宅療養管理指導を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

①　正当な理由なしに指定居宅療養管理指導の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

②　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとした場合。

１６　管理者の責務　〔第９１条（第５２条準用)〕

（１）　指定居宅療養管理指導事業所の管理者は、指定居宅療養管理指導事業所の従業者の管理及び指定居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

（２）　指定居宅療養管理指導事業所の管理者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

第３の二の３の（４）〔準用〕より

居宅基準第 52 条は居宅療養管理指導事業所の管理者の責務を、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、当該居宅療養管理指導事業所の従業者に居宅基準第 6 章第 4 節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。

１７　運営規程　〔第９０条〕

事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（「運営規程」）を定めておかなければならない。

（１）　事業の目的及び運営の方針

（２）　従業者の職種、員数及び職務の内容

（３）　営業日及び営業時間

（４）　指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額

①　「指定居宅療養管理指導の種類」としては、指定居宅療養管理指導の提供者の職種（医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士）ごとの種類を規定する。

②　「利用料」としては、法定代理受理サービスである指定居宅療養管理指導に係る利用料（１割負担又は２割負担又は３割負担）及び法定代理受領サービスでない指定居宅療養管理指導の利用料を規定する。

③　「その他の費用の額」としては、基準第 87 条第３項により徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定する。

（５）　通常の事業の実施地域

（６）　虐待の防止のための措置に関する事項（令和９年３月３１日までは努力義務）

（７）　その他運営に関する重要事項

１８　勤務体制の確保等　〔第９１条（第３０条準用）〕

（１）　指定居宅療養管理指導事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、指定居宅療養管理指導従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤･非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。

（２）　事業者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の居宅療養管理指導従業者によって指定居宅療養管理指導を提供しなければならない。

指定居宅療養管理指導従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある居宅療養管理指導従業者を指す。

第３の５の３（８）〔準用〕より

準用される居宅基準第 30 条については、指定居宅療養管理指導従業者は、その職種によっては、労働者派遣法に規定する派遣労働者であってはならない。

（３）　事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（４）　事業者は、適切な指定居宅療養管理指導の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

留意事項

ｉ　事業主が講ずべき措置の具体的内容

事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。

ａ　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

ｂ　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

ⅱ　事業主が講じることが望ましい取組について

パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が

規定されている。必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け) 研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)

１９　業務継続計画の策定等　〔第９１条（第３０条の２準用)〕(令和９年３月３１日までは努力義務)

（１）　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

（２）　事業者は、居宅療養管理指導従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

※　計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

※　研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。

※　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。

ｉ　感染症に係る業務継続計画

ａ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）

ｂ　初動対応

ｃ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

ⅱ　災害に係る業務継続計画

ａ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）

ｂ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）

ｃ　他施設及び地域との連携

※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

※　訓練（シミュレーション）においては、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

（３）　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

２０　衛生管理等　〔第９１条（第３１条準用）〕

（１）　事業者は、指定居宅療養管理指導従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

（２）　事業者は、指定居宅療養管理指導従業者が感染源となることを予防し、また居宅療養管理指導従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。

（３）　事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように以下の措置を講じなければならない。

①　当該指定居宅療養管理指導事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、居宅療養管理指導従業者に周知徹底を図ること。

※　感染対策委員会は、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。なお、同一事業所内での複数担当（＊）の兼務や他の事業所・施設等との担当（＊）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。

（＊）　身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者

感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。

※　感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

※　感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

②　当該居宅療養管理指導事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

※　指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。

※　平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明

記しておくことも必要である。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。

③　当該指定居宅療養管理指導事業所において、居宅療養管理指導従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

※　研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。

また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

２１　掲示　〔第９１条（第３２条準用）〕

（１）　事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

※　運営規程の概要、従業員等の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定居宅療養管理指導事業所の見やすい場所に掲示すること。また、同条の第３項は、事業所は、原則として、重要事項を事業所のウェブサイトに掲載することを既定したものであるが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。なお、事業所は、重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、次に掲げる点に留意する必要がある。

イ　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。

ロ　居宅療養管理指導従業者の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、居宅療養管理指導従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。

ハ　介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の44各号に掲げる基準に該当する事業所については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、基準省令第32条第3項の規定によるウェブサイトへの掲載は行うことが望ましい。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、同条第1項の規定による掲示は行う必要があるが、これを同条第2項や居宅基準217条第1項の規定に基づく措置に代えることができること。

※補足説明（介護保険法第115条の35、介護保険法施行規則第140条の43） 居宅療養管理指導事業所は、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではない。

（２）　事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅療養管理指導事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

※　重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定居宅療養管理指導事業所内に備え付けることで同条第１項の掲示に代えることができる。

（３）　事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

準用される居宅基準第 32 条第 3 項及び第 36 条の第 1 項については、指定居宅療養管理指導事業所が、自ら管理するホームページ等を有さず、ウェブサイトへの掲載が過重な負担となる場合は、これを行わないことができること。

２２　秘密保持等　〔第９１条（第３３条準用）〕

（１）　指定居宅療養管理指導事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

（２）　事業者は、指定居宅療養管理指導事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じなければならない。

（３）　事業者は、サービス担当者会議において、利用者・家族の個人情報を用いる場合は利用者・家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

２３　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止　〔第９１条（第３５条準用）〕

事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

２４　苦情処理　〔第９１条（第３６条準用）〕

（１）　事業者は、提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じて、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等である。なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、掲示の(1)※に準ずるものとする。

（２）　事業者は、苦情の受付日、内容などを記録しなければならない。また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。

なお、居宅基準第 90 条の２第２項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、各条例で定める期間（５年間又は２年間）保存しなければならない。

（３）　事業者は、提供した指定居宅療養管理指導に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

（４）　事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

（５）　事業者は、提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連

合会が行う調査に協力するとともに、そこから指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

（６）　事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

２５　地域との連携等　〔第９１条（第３６条の２準用）〕

（１）　事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定居宅療養管理指導に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業（介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。）に協力するよう努めなければならない。

※　介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めること。なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。

（２）　事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定居宅療養管理指導を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定居宅療養管理指導の提供を行うよう努めなければならない。

※　高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定居宅療養管理指導を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、第９条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものである。なお、こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて、都道府県が条例等を定める場合や、市町村等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。この際、自立支援や重度化防止等につながるようなサービス提供がなされているか等、サービスの質が担保されているかが重要であることに留意すること。

２６　事故発生時の対応　〔第９１条（第３７条準用）〕

（１）　事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

（２）　事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から各条例で定める期間（５年間又は２年間）保存しなければならない。

（３）　事業者は、指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

このほか、以下の点に留意する

①　事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましい。

②　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。

③　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

２７　虐待の防止〔第９１条（第３７条の２準用）〕（令和９年３月３１日までは努力義務）

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（1）　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、居宅療養管理指導従業者に周知徹底を図ること。

※　虐待防止検討委員会は、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

※　虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。

※　虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

※　虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

※　虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

ⅰ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
ⅱ　虐待の防止のための指針の整備に関すること
ⅲ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
ⅳ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
ⅴ　従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
ⅵ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
ⅶ　前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

（2）　事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

※　指針には以下のような項目を盛り込むこと。

ⅰ　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
ⅱ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
ⅲ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
ⅳ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
ⅴ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
ⅵ　成年後見制度の利用支援に関する事項
ⅶ　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
ⅷ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
ⅸ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項

（3）　事業所において、居宅療養管理指導従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

※　事業者は指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施すること。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内職員

研修での研修で差し支えない。

（４）　上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※　当該担当者は、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一事業所内で複数担当（＊）の兼務や他の事業所・施設等との担当（＊）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。

（＊）　身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者

２８　会計の区分　〔第９１条（第３８条準用）〕

事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅療養管理指導の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

※　介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成 13 年３月 28 日老振発第 18 号）

２９　記録の整備　〔第９０条の２〕

（１）　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

（２）　事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、各条例で定める期間（５年間又は２年間）保存しなければならない。

①　第１９条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

②　第８９条第１項第５号、第２項第４号及び第３項第４号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

③　第２６条の規定による市町村への通知に係る記録

④　第３６条第２項の規定による苦情の内容等の記録

⑤　第３７条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

※　提供に関する記録には、診療録、医師又は歯科医師の指示に基づく薬剤管理指導計画及び診療記録が含まれる。

(5) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準〔平成 18 年３月 14 日、厚生労働省令第 35 号〕

指定居宅療養管理指導とほとんど同内容のため、

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の**第６章　居宅療養管理指導**

を下記のとおり読み替える。

要介護者	⇒	要支援者
指定居宅療養管理指導	⇒	指定介護予防居宅療養管理指導
居宅サービス	⇒	介護予防サービス
居宅介護支援事業者	⇒	介護予防支援事業者

第６章　介護予防居宅療養管理指導	※居宅療養管理指導の該当条文
第１節　基本方針　〔第８７条〕	※〔居宅基準　第８４条〕
第２節　人員に関する基準　〔第８８条〕	※〔居宅基準　第８５条〕
第３節　設備に関する基準　〔第８９条〕	※〔居宅基準　第８６条〕
第４節　運営に関する基準　〔第９０条〕	※〔居宅基準　第８７条〕
〔第９１条〕	※〔居宅基準　第９０条〕
〔第９２条〕	※〔居宅基準　第９０条の２〕
〔第９３条〕	※〔居宅基準　第９１条〕
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準　〔第９４条・第９５条〕	

第１節　基本方針　〔第８７条〕

指定介護予防居宅療養管理指導の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

１　指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針　〔第９４条〕

（１）　指定介護予防居宅療養管理指導は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

（２）　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（３）　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

（４）　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

２　指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針　〔第９５条〕

（１）　指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針については、基準第 95 条の定めるところによるほか、次の点に留意する。

①　医師又は歯科医師が行う指定介護予防居宅療養管理指導は、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的な医学的管理又は歯科医学的管理を行っている要支援者に対して行うものとである。

②　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、要支援者にサービスを提供している事業者に対して、必要に応じて迅速に指導又は助言を行うために、日頃からサービスの提供事業者や提供状況を把握するように努めること。

③　薬剤師、歯科衛生士及び管理栄養士は、指定介護予防居宅療養管理指導を行った際には、速やかに指定介護予防居宅療養管理指導を実施した要支援者の氏名、実施日時、実施した指定介護予防居宅療養管理指導の要点及び担当者の氏名を記録すること。